

㊤平成23年度茨城県食品適正表示推進員養成講習会の受講者を募集

食品を取り扱う事業所において、適正表示に対する自主的な取組みの中心的な役割を担う、「食品適正表示推進員」の養成講習会を開催します。

なお、講習会の全講習を受講された方には、県から講習会受講修了証書を交付するとともに、県ホームページ上において受講者名、事業所名等を公表します。皆さんの積極的なご参加をお待ちしています。

食品関連事業者は、各食品関連事業所に、推進員を必ず配置するよう努めましょう！

開催日時等

開催日	会場名(住所)	定員	備考
8月31日(水)	笠間市立友部公民館(笠間市中央三丁目3-6)	120名	受付:午前9時15分～ 生鮮食品コース 午前9時30分 ～午後3時30分 加工食品コース 午前9時30分 ～午後4時30分 ※昼休み等休憩を含む
9月7日(水)	茨城県県西生涯学習センター(筑西市野殿1371)	80名	
9月9日(金)	茨城県霞ヶ浦環境科学センター(土浦市沖宿町1853)	100名	
平成24年 1月26日(木)	茨城県土浦合同庁舎本庁舎3階第1会議室(土浦市真鍋5-17-26)	100名	
平成24年 1月30日(月)	茨城県庁行政棟11階会議室(水戸市笠原町978-6)	100名	

※生鮮食品コース：生鮮食品を中心に取り扱っている食品関連事業者等

※加工食品コース：加工食品および生鮮食品を取り扱っている食品関連事業者等

主催 茨城県

講習内容 (講義内容は講習会当日変更する場合があります。)

第1部	○講義：食品表示に関する関係法令 JAS法、米トレーサビリティ法、食品衛生法、健康増進法、景品表示法、その他関係法令	午前9時30分～午後2時30分
第2部	○生鮮食品コース 講義・演習	午後2時30分～3時30分
	○加工食品コース 講義・演習	午後3時30分～4時30分

受講対象者 農産物・畜産物・水産物の生産者、食品の製造・加工・小分け業者、販売業者、輸入業者、卸等流通業者など。

申込方法等

(1) 申込方法 「茨城県食品適正表示推進員養成講習会受講申込書」に記入の上、郵送、ファックスまたはEメールでお申し込みください。なお、収容人数を超えた場合には、申込みをお断りすることがあります。

※受講申込書は、茨城県のホームページ「いばらき食の安全情報 web site」からダウンロードできます。(ホームページ <http://www.shoku.pref.ibaraki.jp/index.cgi>)

(2) 申込先 〒310-8555 水戸市笠原町978-6
茨城県保健福祉部生活衛生課食の安全対策室 食品適正表示推進員養成講習会担当宛
FAX 029-301-0800 Eメール seiei4@pref.ibaraki.lg.jp

(3) 申込期限 各開催日の7日前必着(郵便の場合は消印有効。)

(4) 受講料 無料

(5) その他 各会場とも駐車場に限りがありますので、乗り合わせでご来場ください。昼食の用意はありません。

受講修了証書の交付

第1部および第2部を受講した方に対して、受講修了証書を交付します。

※「食品適正表示推進員」は公的な資格制度に基づくものではありません。

問 茨城県保健福祉部生活衛生課食の安全対策室食品適正表示推進員養成講習会 担当
Tel 029-301-3961

㊤不動産取得税が軽減されます

【不動産取得税とは】

不動産取得税とは、土地や建物を取得したときに課税される税金で、マイホーム(戸建て住宅・マンション)を購入した場合などがこれに該当します。

不動産取得税の税率は、土地と建物の用途で税率が異なります。(土地および住宅は3%で、店舗・事務所などの住宅以外の建物は4%です。)

※税額の算出方法は→取得時の固定資産評価額×税率=税額 となります。

(固定資産評価額とは、市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格ですが、経年減点補正率等を除いたものです。)

※不動産を取得した日から60日以内に「不動産取得申告書」を、市役所税務課または県税事務所提出してください。

【不動産取得税の軽減について】

住宅・住宅用土地などを取得した場合、また、東日本大震災等の災害により家屋・土地が被災した場合、一定の要件を満たせば、申請により軽減措置が受けられます。

《土地に対する軽減措置》

- 1 宅地・宅地比準土地は固定資産評価額の特例控除(固定資産評価額の2分の1が控除されます)
- 2 住宅用土地の減額
 - ・土地を取得した日から3年以内に住宅部分の床面積が50㎡以上240㎡以下の住宅を新築した場合
 - ・土地を取得した日から1年以内に住宅部分の床面積が50㎡以上240㎡以下で、新築年が昭和57年1月1日以降の中古住宅を取得し、取得者自身が当該住宅に居住する場合

《住宅に対する軽減措置》

- 3 新築住宅の特例控除
住宅の床面積が50㎡以上240㎡以下(アパート・マンションは40㎡以上)の住宅を新築した場合、課税対象額(評価額)から一定額が控除されます。
- 4 中古住宅の特例控除
中古住宅の特例適用要件を満たした住宅で、新築された年月日により固定資産評価額から一定額が控除されます。

《災害に伴う軽減措置》

- 5 東日本大震災等による災害減免等
 - ・東日本大震災等により被災し、その代替家屋・その家屋の代替土地を取得した場合
 - ・家屋・土地を取得1年以内にその家屋・土地が東日本大震災等により滅失・損壊した場合
- 6 その他の軽減
 - ・公共事業に伴う代替不動産を取得した場合
 - ・法人が茨城県内に特定の業種に供する事務所または事業所を新設または増設し、そこで働く従業員が5人以上増加した場合(産業活性化条例に基づく控除)

※詳細は、下記にお問い合わせください。

問 茨城県水戸県税事務所 課税第二課 Tel 029-221-4820